

報道関係者 各位

お知らせ

～12月は「年末食品等監視強化月間」～ 食品取扱施設の一斉立入を開始！ 各保健所において初日の立入検査を実施します

年末年始にかけて短期間に多くの食品が大量に流通することから、県では、12月を「年末食品等監視強化月間」とし、食品等事業者に対し、特にノロウイルス食中毒発生防止を目的として食品の衛生的な取扱いに係る監視指導を行っております。

今年度の監視指導の開始にあたり、各保健所において12月1日（金）に、下記により食品販売施設への立入検査を実施します。

記

保健所名	施設名称・所在地	実施時間	問合せ先	報道関係者 集合場所・時間
村山保健所	ヤマザワさくらんぼ東根店 東根市大字蟹沢字下網目 2293 番地の 1	午前 10 時 30 分 から	生活衛生課食品衛生担当 電話 023-627-1185 担当 大橋	正面入口 午前 10 時 15 分
最上保健所	ヤマザワ新庄店 新庄市金沢字大道上 2033-4	午前 10 時 30 分 から	生活衛生室食品衛生担当 電話 0233-29-1260 担当 三浦	正面入口 午前 10 時 15 分
置賜保健所	ヤマザワ川西メディカルタウン店 川西町西大塚 1 3 9 0 - 3	午前 10 時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0238-22-3740 担当 梅津	正面入口 午前 9 時 45 分
庄内保健所	主婦の店 I Z M O 新斎店 鶴岡市東新斎町 7 - 7 1	午前 10 時から	生活衛生課食品衛生担当 電話 0235-66-5664 担当 倉部	正面入口 午前 9 時 45 分

○令和5年度年末食品等監視強化月間の実施について

- 実施期間：令和5年12月1日（金）～12月28日（木）
- 実施内容：各保健所において、次の施設に対しHACCPに沿った衛生管理の実施状況などについて監視指導を行い、特にノロウイルス食中毒防止のための啓発を行います（およそ410施設を予定）。
 - ・弁当屋、旅館、ホテル、給食施設等の大量調理施設
 - ・食品を大量に取り扱うスーパーマーケット、広域流通食品の製造・販売等を行う施設等
 - ・食肉等を取り扱う施設（参考：別添啓発チラシ）



問合せ先

食品安全衛生課 食品衛生企画専門員 恵山歩美
電話 023-630-2677
[報道監] 防災くらし安心部 次長 柴崎 渉